



Business Incubation Square, Yamaguchi University
News Letter

YUBISからのご案内、創業・起業に関する情報を、毎月、お知らせします。ご活用ください。

第5号

発行日2003年7月1日

YUBISからのお知らせ

- ・ベンチャー企業等支援ネットワーク
- ・TOPICS
大学発ベンチャー「(有)エコマス 代表取締役 安藤竜馬 氏」
中国経済産業局ホームページに掲載！！
- ・「ベンチャープラザ中国2003」 ビジネスプラン募集開始！

創業・起業関連情報

- ・知的財産権
- ・最低資本金規制の特例
- ・ビジネスプラン（事業計画書）作成のポイント
～作成のポイント～
～作成の手順～

「研究開発型ベンチャー」の育成について

大学で行われる研究成果の多くは、「基礎研究」「応用研究」を問わず、ビジネスでの実用までには一定程度の距離があります。したがって、大学の研究成果をビジネス分野で生かすには、いわゆる研究開発の“死の谷”を乗り越えることが必要で、“基礎と実用の間を繋ぐ研究開発”が必要とされます。ところがバイオテクノロジーや幾つかの分野では、「基礎研究」と「実用化」の距離が非常に近く、実用を意識した「基礎・応用研究」を進める「研究開発型ベンチャー」が多くの大学から生まれています。

自分自身の研究成果は“実用とは限りなく遠い”とお考えの方が多いようですが、調べてみると“実用に極めて近い”ということがあります。YUBISは、山口大学教員の研究成果をもとにした「研究開発型ベンチャー」の育成支援に力を入れています。

ご一報いただければ各種支援を行いますので、ご活用ください。

YUBIS施設長 三木俊克

活用してください。

ベンチャー企業等支援ネットワーク

<http://web.infoweb.ne.jp/venture-net/>

平成10年2月に、ベンチャー企業等への支援を実施している官民の各機関・団体等の連携を図り、各種の支援策の効果的な実施や活用促進を図ること等を目的として設置されました。

経営・事業運営、技術・研究開発、人材雇用、その他間接支援 毎に、支援事業を紹介（リンク）構成メンバー；厚生労働省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、総務省、雇用・能力開発機構、中小企業総合事業団、通信・放送機構

知的財産権

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権など

著作権を除く知的財産権は**先願主義**（最も早く出願した人に権利が与えられる）。

他人に特許を取得されたら困るような技術は、特許出願をしておくべき。

但し、特許出願すると発明内容が公表されるので、出願の是非は要検討。

特に、ノウハウを特許出願する際には要注意。

知的財産権侵害された場合は、商品の製造・販売、サービス提供の**強制的差止め**、**損害賠償請求**が認められる。

	権利の内容	出願手続き	審査	権利の発生	出願～権利取得	権利の存続期間
特許権	新しい技術（開発）を独占的に実施できる権利	願書に 発明を特定 する明細書、図面、要約書を添え、出願手続き。	出願から1年半経過後、出願内容が公開《 出願公開 》出願から3年以内に 出願審査請求 の手続き（なければ 取下げ ）	特許庁の審査を通過し、 3年分の特許料 を納付すると、特許権発生	2～3年	出願の日から 20年
実用新案権	新しい技術（考案）を独占的に実施できる権利（発明ほどレベルが高くない技術も対象）	願書に 考案内容 を記載した明細書、図面、要約書を添え、出願手続き。		審査なしで登録（実用新案権の有効性について客観的な判断材料を提供する 実用新案技術評価書 の請求も可）	6ヶ月程度	出願の日から 6年
意匠権	物品の 新しいデザイン を独占的に実施できる権利（工業製品はほぼ全てが登録対象）	願書で 登録したい意匠の物品を特定 し、図面、写真、布地などで形態を特定	出願した意匠は全て審査（ 審査請求不要 ）	特許庁の審査を通過し、 登録料 を納付すると、特許権発生	1～2年	出願の日から 15年
商標権	商品、サービスの ネーミング、マーク を独占的に使用できる権利	願書で 使用したい商品・サービスを特定 し、 商標見本 で使用したい商標を 特定	出願した商標は全て審査（ 審査請求不要 ）	特許庁の審査を通過し、 登録料 を納付すると、特許権発生	1～2年	登録日より 10年

TOPICS

YUBIS 204室入居 (有)エコマス 代表取締役 **安藤竜馬氏**、中国経済産業局ホームページに掲載！！
 （2002年山口大学大学院博士後期課程（設計工学専攻）終了後、同年5月、(有)エコマス設立、代表取締役に就任）

中国経済産業局では大学発ベンチャーに焦点をあて、産学官連携の先進的な取り組みを紹介するコーナー「中国地域発 大学発ベンチャー」を、ホームページに設けています。これまで、このコーナーには広島大学発ベンチャー3社が掲載されていました。先般（6月18日）、中国経済産業局産学官連携推進室の榎係長と新規事業課の中井係長（7/1付けで産業技術課に異動）が取材、7月7日、ついに安藤社長が登場しました。

“青年社長”安藤竜馬氏の起業への熱い思いや経緯が紹介されています。

是非とも、ご覧ください。特に、学生の皆さんには必見です。

安藤代表取締役氏「やりたいことがあればどんどんやったらいいと思います。若いうちじゃないとできないことはたくさんあります。～仮に失敗しても取り返しができますから。」



<http://www.chugoku.meti.go.jp/topics/summit/top.html>

（H15.7.7 大学発ベンチャー「(有)エコマス 安藤竜馬氏」掲載！）

「ベンチャープラザちゅうごく2003」 現在、ビジネスプラン発表者の募集が行われています。

とき 2003年11月13日（木）11:00～17:00

ところ **メルパルク広島**
〒730-0011 広島市中区基町6-36

参加費
無料

ベンチャー企業がビジネスパートナーや投資家と出会う場所です。ビジネスプランを多くの方々に聞いていただく機会として活用できます。新商品、新サービスの提供等についてのビジネスプランを持っており（これから作成でもOK）、資金調達、販路拡大、ビジネスパートナーの協力を求めているベンチャー企業の方々に活用をお奨めします。

主催：中国経済産業局、中小企業総合事業団、
中小企業・ベンチャー総合支援センター中国

締切 7月31日（木）<必着>

応募書類の入手を始め、詳しい情報は、<http://www.chugoku.meti.go.jp/>

専門家によるビジネスプランのブラッシュアップ、効果的なプレゼンテーションのためのアドバイス等も受けることができます。

最低資本金規制の特例

平成15年2月1日から、新事業創出促進法第2条第2項第3号に該当する「創業者」であることについて経済産業大臣の確認を受けた者が設立する株式会社及び有限会社については、最低資本金未満の資本金で設立することが認められ、その設立から5年間は資本の額が最低資本金未満でよいこととなりました。

特例の内容

新たに創業する者について、最低資本金規制（株式会社は1,000万円、有限会社は300万円）が、会社設立から5年間、適用が免除

併せて、払込取扱機関の払込保管証明を受ける義務を免除、但し、債権者保護の観点から開示義務、配当制限あり。

平成20年3月31日までの時限措置。

対象者

新事業創出促進法第2条第2項第3号に該当する創業者

「創業者」=事業を営んでいない個人であって、2ヶ月以内に新たに会社を設立して、その会社を通じて事業を開始する具体的な計画を有する者

「事業を営んでいない個人の具体例」=給与所得者、学生、主婦、失業者、年金生活者、会社の代表権のない役員

手続きの大まかな流れ

定款の作成・認証

確認申請書には公証人の認証を受けた定款の写しを添付

確認申請を行う創業者は発起人又は社員として定款に署名

定款には解散事由を記載

創業者であることの確認手続き

確認申請書の提出先 ; 経済産業局（山口県の場合は中国経済産業局）

確認書の交付 ; 確認申請者が創業者であることを経済局が確認した場合に交付

設立登記

確認日より2ヶ月以内に設立手続きを終え、設立登記申請書に確認書を添付し、法務局へ提出

設立登記後直ちに、経済局へ届出（提出された書面は経済局において公衆縦覧）

配当制限の特例（会社債権者保護の観点）

合名会社等への組織変更 組織変更後、経済局へ届出

成立から5年経過による解散 増資又は組織を変更しなかった場合

最低資本金以上とする増資 増資後、経済産業局へ届出

<参考>

	合名会社	合資会社	有限会社	株式会社	確認有限会社	確認株式会社
資本金	不要	不要	3百万円以上	1千万円以上	1円以上	1円以上
設立登記の登録免許税	6万円	6万円	資本金額の7/1000 (最低6万円)	資本金額の7/1000 (最低15万円)	6万円	15万円
社員・株主の責任	無限責任	無限責任社員と有限責任社員が存在	有限責任	有限責任	有限責任	有限責任
社員・株主数	2名以上	無限責任社員、有限責任社員各1名以上	1名でもよい	1名でもよい	1名でもよい	1名でもよい
社員・株主の資格	会社は無限責任社員になれない	会社は無限責任社員になれない	会社も社員になれる	会社も株主になれる	創業者とともになら会社も社員になれる	創業者とともになら会社も株主になれる
役員	社員が業務執行を行う	無限責任社員が業務執行を行う	取締役1名でよい	取締役3名以上(うち、代表取締役1名以上)、監査役1名以上が必要	取締役1名でよい	取締役3名以上(うち、代表取締役1名以上)、監査役1名以上が必要
存続期間	定める必要なし	定める必要なし	定める必要なし	定める必要なし	5年以内に最低資本金まで増資・組織変更しない場合は解散しなければならない	5年以内に最低資本金まで増資・組織変更しない場合は解散しなければならない

注；一般論として、合名会社・合資会社よりも有限会社・株式会社の方が、信用力が高いといわれている。

ビジネスプラン(事業計画書)作成のポイント ~ 作成のポイント ~

- 合理的な考えに基づく理想論が重要!
- 商品の定義を明確に!
- 企業活動全体を視野に置いた包括的な資金計画!
- 豊富な実績を有する第三者の目を通して「ラッシュアップ」!
- 当初計画は試行錯誤と検討を通して常にリバイス!

最終的にはより実現可能性の高いプランに仕上げるが、スタート時点では合理的な考えに基づく理想論を策定

* 事業展開のストーリー、シナリオを論理的に説明できる状態

何故会社を設立し、運営していく必要があるのか
合理的! 魅力的! 共感できる! 高い信頼性!

資金調達、人材獲得で極めて重要

ビジネスプラン通りに事業展開が進むことは殆どないと思われるが、合理的なビジネスプランさえも描けていなければ、第三者からの信頼感や共感を得ることは困難。

顧客の利用イメージ、サービス提供を含めたビジネスイメージを持つこと

商品の定義を明確にする際のポイント

具体的な商品化のイメージ

- 利用可能な技術を商品化しているか
- サービス化のイメージ
- 技術をうまくサービス化する仕組みが必要

顧客の利用イメージ

- 顧客が利用する時をイメージしているか?
- ビジネスのイメージ
- 顧客は何に対して対価を支払うのか?
- 誰から、どの様なサービスに対して、どの様な方法で対価を受取るのか?

商品化に必要な資金のカバレッジ

商品化するまでに必要な資金を具体的に検討

事業の収益見込みを示す「見積損益計算書」、事業の実行に必要な資金量と調達方法を示した「資金計画書」、望ましい収益水準、適切な資金調達方法を明確に利益計画、「資金計画」に反映

資金計画策定時に留意すべき経費例

販売促進・営業に必要な経費 宣伝・広告費 パンフレット・ホームページ・ネット・SNS 自社のウェブページ作成

研究開発に必要な経費 材料費 試験機器/測定機器の利用

生産に必要な経費 設備投資 原材料費 光熱費、水道代

如何にバージョンアップしていくか

ビジネスプランは、ビジネスを評価する主体(出資候補者、金融機関、顧客候補、提携相手)に見せるもの。

主体に「投資したい」「支援したい」「提携したい」という意志決定を起こさせるものでなければならない。

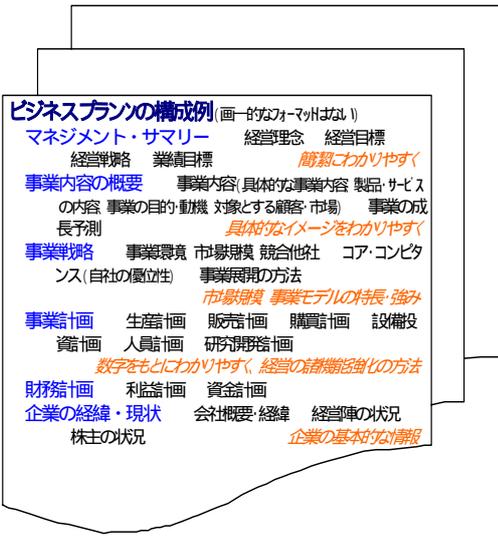
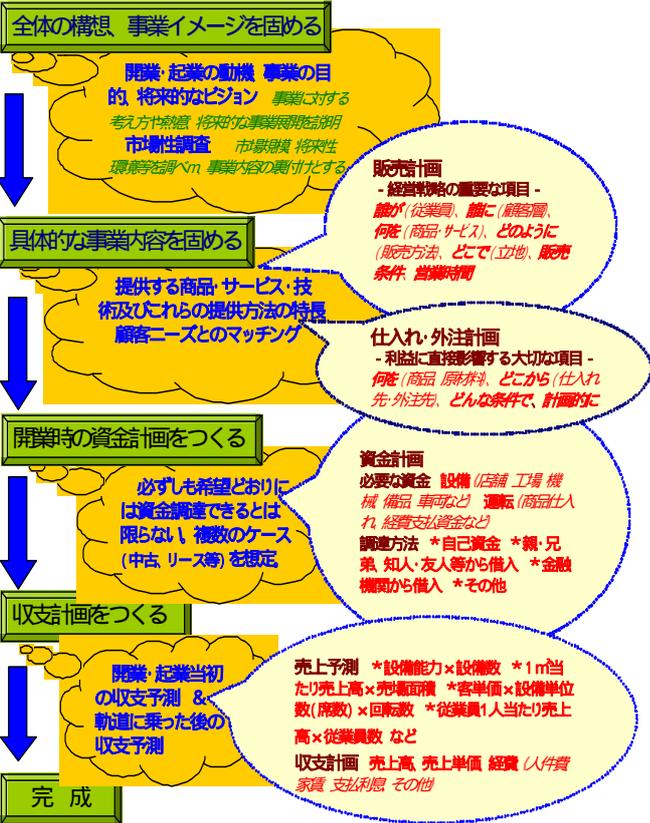
実際の事業展開を通して、より実効性に富み、実現性の高い計画として、常にリバイス!

想定外の出来事 外部要因 内部状況の変化 などの発生

自社自身のための計画 自ら実施していく計画

ビジネスプラン(事業計画書)作成のポイント ~ 作成の手順 ~

- 事業に対する夢を如何に実現していくかを具体的に!
- 金融機関も事業の協力者への説明の際に必要
- 本当に実現可能かを確認する意味でも作成は必要
- 何度も書き直していくうちに、自分が本当にやりたいことと事業の成功の見込みがはっきり見えてくる



発行 山口大学「YUBIS」事務局
 連絡先 〒755-8611 宇部市常盤台2丁目16-1
 電話 0836-85-9972 FAX 0836-85-9952
 e-mail yubis@crc.yamaguchi-u.ac.jp
 URL http://www.crc.yamaguchi-u.ac.jp/yubis/